



## 常時公募による市有財産売却のご案内 新治団地跡地を売却します

うきは市に新たな住環境を創ることを目的に、民間事業者の柔軟な発想・企画による戸建住宅用分譲地や共同住宅用地などの住宅用地として活用される方に売却いたします。

### ■ 売却物件 (売却物件は、現状有姿のままの引き渡しとなります。)

所在地	地目	面積	売却価格
うきは市吉井町新治字空町698番1	宅地	1,865.12㎡	21,260,000円

※詳細は、実施要領をご確認ください。

○実施要領等の配布期間：令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)

○配布場所：うきは市役所 2階 都市計画準備課計画・調整係  
(市のホームページからダウンロード可能)

●問合せ 都市計画準備課 ☎73-9063



## 11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認ください。

☆日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>



## 12月は「STOP滞納!!県下一斉徴収強化月間」です

～わすれていませんか、「納税」を～

うきは市では、福岡県及び県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押えやタイヤロック等の滞納処分の強化など様々な徴収対策に取り組みます。

この機会に、納め忘れの税金がないか確認しましょう。

### 《納税に関するお問い合わせ》

税金の種類に応じて、各市町村又は県税事務所の窓口となります。必ず納税通知書等によりご確認ください。

●問合せ 徴収対策室徴収対策係 ☎75-4977

